

令和2年第3回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 令和2年5月28日（木）14時00分

○招集場所 見附市役所 委員会室

○会議に付した議件

議第30号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）4. 1付

議第31号 専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）

議第32号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）

議第33号 専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）

議第34号 専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）

議第35号 専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）

議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5. 1付

議第37号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）5. 1付

議第38号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第39号 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業実施要綱の制定について

議第40号 みつけこども応援臨時給付金事業実施要綱の制定について

議第41号 見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定
について

議第42号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定
について

議第43号 令和2年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案に
について

○出席者（5名）

教 育 長 長 谷 川 浩 司

委 員 小 林 弘 武

委 員 武 田 一 夫

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 斎 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長 森 澤 亜 土

学校教育課長 糊 谷 正 夫

こども課長 伴 内 正 美

まちづくり課長 大 野 務

教育総務課長補佐 湊 屋 一 樹

学校教育課長補佐 菁 澤 敏 夫

こども課長補佐 高 藤 英 紀

教育総務課係長 岩 崎 済

14時00分開会

教育長

只今より、令和2年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を始めます。

現在の出席者、5人全員であります。

教育長

日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名いたします。

教育長

日程第2 報告事項、報告1「新型コロナウイルス感染症対策について」を、それぞれの担当課長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

3月27日の定例教育委員会以降の「新型コロナウイルス感染症対策について」を説明いたします。

先ず、時系列で国、県、市の対応を説明させていただき、その後、課毎に添付の資料をもとに所管施設や事業について報告させていただきます。

それではまず、本日お配りした、書類下部に「報告1」と記載のある資料をご覧ください。

1. 3月27日の定例教育委員会以降の対応経過についてであります。4月7日、国による緊急事態宣言が7都道府県に向けて発出されております。4月16日、全国にその宣言が拡大されておりまして、翌17日には市で対策本部会議が開催されております。その際の内容でございますが、緊急事態宣言の概要と想定される措置、支援策等について協議をいたしております。教育委員会に関係するものとしましては、4月25日（土）から5月10日（日）までの期間において全学校を休業する

旨決定しておるところでございます。同日、新潟県知事から県民へ外出自粛が要請されたところでございます。4月21日、知事より休業が要請され、翌22日には市の対策本部会議が開催されております。県の緊急事態措置と市職員の勤務体制の見直しについて、ここでの決定を受けまして、在宅勤務あるいは分散勤務といった措置を実施しております。ゴールデンウィーク中の5月4日、国の緊急事態宣言につきまして、全国を対象として5月31日まで延長する旨が発表されました。翌5日、市の対策本部会議が開催されまして、施設の対応について協議がなされております。教育委員会に關係する内容としましては、5月11日（月）は全校で登校すること、その週の12日（火）から15日（金）までの分散登校の実施、その翌週18日（月）から全校にて授業を再開することを決定しております。同日、県からも緊急事態措置の発表がございました。5月14日、国によりまして、新潟県を含めまして39の県で緊急事態宣言の解除が宣言されております。翌15日、市対策本部の会議の中で施設再開のスケジュール、支援策について協議いたしております。同日、県も対応策を発表しております。5月19日、一部の施設を除き、基本的には市の施設が再開する旨発表されました。5月21日には、ご承知のとおり、国により関西の2府1県について緊急事態宣言の解除が発表され、5月25日には市のスポーツ施設、学校施設開放、部活の再開が決定され、実施されております。この後、国からは、同日25日において、残された1都3県1道についても緊急事態宣言が解除されております。昨日27日、県から県民へのお願いということで、県を跨ぐ移動は5月31日まで控えること、6月1日以降、6月18日までは首都圏を中心とした移動については十分慎重に判断するように、6月19日以降はその制約もなしになるといった通知がなされております。また、6月1日以降でありますが、ガイドラインに沿いまして、順次、段階的に緩和していくということが述べられております。以上が対応の概ねの経過でございます。

2. 各課からの補足説明につきまして、添付の資料に沿いまして、各課順に所管の施設等関連事業に関して説明させていただきます。

まず初めに、教育総務課から説明いたします。報告の2ページをご覧ください。教育総務課所管の施設といたしましては、A鑑賞施設、主に図書館、資料館がこれに該当します。5月19日から利用可能となっておりまして、3密回避、マスク着用を条件に通常の運用に戻っております。なお、資料に記載はございませんが、2月29日から停止していました学校施設開放につきましても5月29日から再開しております。以上でございます。

学校教育課長

続きまして、学校教育課の説明です。見附市立学校の臨時休業について報告させていただきます。資料は報告9をご覧ください。見附市では、国の緊急事態宣言を受けまして、令和2年4月25日（土）から5月10日（日）まで、市内全小、中、特別支援学校を臨時休業といたしました。この休業期間中の対応ですが、放課後児童クラブに登録している方の中で、希望される方を、通常の授業時間に相当する8時半頃から15時頃まで、小学校で受け入れを行いました。また、各学校では、新潟県の要請に基づき、臨時休業中も児童生徒の健康観察を実施するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を参考に、学習課題や生活表等を用意し、電話連絡や家庭訪問等により児童生徒の状況の把握に努めました。

連休明け後も緊急事態宣言が解除とならなかつたことから、休業期間を5月17日（日）まで延長しました。5月11日（月）からは分散登校を実施し、11日（月）は全学年登校、4時間実施のうえ給食後下校、12日（火）からは、中学校3年生は3回、それ以外の学年は2回、給食、5、6時間目のある登校日を設け、子どもの学びの機会の確保に努めました。5月18日（月）からは、通常の教育活動を再

開しております。

続きまして、報告10をご覧ください。1学期の教育活動について、多くの学校行事が2学期以降に延期されていることから、各学校へ今後の見通しを伝え、各校の年間計画を修正する視点を示すために、「5月18日（月）教育活動再開後の年間行事等について（通知）」を発出しました。主な通知内容ですが、4月、5月に臨時休業を実施したことに伴い、夏季休業を8月1日（土）から8月23日（日）としたこと。「見附子育て教育の日」の取組は形を変えて実施し、アルカディアでのステージ発表は行わないこと。飛沫感染防止、更衣室の消毒及び三密回避により、水遊び、水泳等プールを使用した学習を今年度は行わないこと等でございます。

それからもう1点、資料を戻りまして報告4をご覧ください。新型コロナウイルス感染症に対する市の対策といたしまして、大学生への支援といたしまして、学校教育課は三つの施策を行います。一つは、4番の一括貸与型奨学金であります。家計が急変した市内に1年以上居住している世帯のお子様に、奨学金を無利子で一括して貸与するものであります。最高30万円まで貸与する予定であります。二つ目は、現在奨学金を借りている方のうち自宅通学生に1万円を、自宅外通学生に3万円を給付いたします。最後は、奨学金の返還猶予であります。現在奨学金を借りている方に1年間の返還猶予を実施いたします。これら三つの支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

教 育 長

はい。次に、こども課お願いします。

こども課長

それでは、こども課関係の対応につきまして説明いたします。資料は報告12をご覧ください。こども課は様々な施設及び事業がありますので、このような一覧表

にしてお示しさせていただきます。まず、子育て支援センターの施設開館につきましては、市の施設対応方針の期間毎に開設条件を検討し対応してまいりました。また、子育て支援センターやネウボラ、母子保健関係のイベント、教室など、集団で行う事業につきましては、中止や延期の対応をさせていただいております。乳幼児健診につきましては、集団で実施するもののうち、法定で定められている1歳6か月児及び3歳児健診については延期し、生後間も無いことから早期での健診が重要視されている4か月児健診については延期とせず、医療機関での個別検診とさせていただきました。なお、法定で定められているもの以外は中止としました。今後の対応につきましては、医師会など関係機関と連携し、方向性を協議し決定することになります。次に、保育園や放課後児童クラブにつきましては、保育を必要としている家庭のために、原則として開所するようにとの国の方針に基づき、緊急事態宣言により縮小保育が可能となつても一部の認定こども園を除き、通常通りの保育を実施いたしました。3月2日から4月5日までの学校休校期間においては、放課後児童クラブの開所時間を午前中からとし、お子さんが一人で家にいることができない家庭が困ることがないような対応をとりました。なお、こども課が担当する経済的な支援策として、報告4の2番と3番にありますが、2番の国の子育て世帯への臨時特別給付金と3番の市独自支援策のみつけこども応援臨時給付金により、子育て世帯への経済的支援を実施いたします。内容につきましては、後程の議題の中で説明させていただきます。以上でございます。

教 育 長

はい。次に、まちづくり課お願いします。

まちづくり課長

それでは、まちづくり課所管施設における新型コロナウイルス感染症対応について説明申し上げます。資料8、A4横カラーの資料「まちづくり課所管施設におけ

る新型コロナウイルス感染症対応（時系列）」をご覧ください。

7都府県の緊急事態宣言を受けて、公共施設の共通利用条件として4月13日から5月18日までは見附市民、見附市通勤通学者に利用を限定したうえで、利用者から名簿提出を求めて利用後も連絡がとれることを条件としていましたが、新潟県を含む39県の緊急事態宣言解除を受けて、5月19日からは市外の方も利用可能としたうえで、宣言解除前と同じく利用者から名簿提出を求めて利用後も連絡がとれることを共通利用条件として、現在は利用していただいております。

5月19日からのまちづくり課所管の各施設の対応についてですが、表中にはギャラリーみつけから文化ホールまでございますが、表の右欄、網掛け部をご覧ください。各施設においては、基本の利用条件である3密回避、マスク着用などの感染防止対策のほか、施設の状況に合わせて複数人の飲食についての感染予防対策、人との距離2メートルの確保、身体の接触を控える、参加人数の制限などの条件を加えて、一部利用していない部屋もありますが、全ての施設が利用可能となっております。以上でございます。

教 育 長

はい。ありがとうございました。ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

齋 藤 委 員

大変ありがとうございました。学校も現場も大変であったと思うし、教育委員会も本当に大変な中、適切な対応をいただいたと思っています。

学校教育課にお聞きしたいのですが、学校毎にそれぞれ異なるかとは思いますが、全体としては、前年度の学習の積み残しはどういった状況なのでしょうか。

学校教育課長

校長会等を通して各学校の状況を把握いたしました。齋藤委員のおっしゃるよう

に学校間で差は生じていましたが、私たちが当初予想していたよりも、未履修部分を持っていました学校は少なかったです。未履修のあった学校についても、ほぼ4月中に解消できるようプランニングされております。なかには、芸能教科等を次の学年の特性に合わせて2、3学期に実施しようと考えている学校もありますが、3月分の学習内容については概ね履修されていると考えております。

4月についても休業があったわけですけれども、その分につきましても夏季休業期間を短縮すること等によって対応していきたいと考えております。ただ、そもそも学校においては、本来定められた標準時数に対して、かなり余剰を持った時数を確保しておりますので、夏季休業を5日程短縮する措置を講じなくとも、実際には時数を確保できるのですが、今後の感染拡大の2波、3波の発生を想定し、このような対応をとることといたしました。以上です。

齋藤委員

学力の面では、お答えいただいたような措置で大丈夫かと思うのですが、もう一つの要素である学校行事ですね。児童会行事等も含めて、学力をつけさせるということだけでは育てることができない力を身につけるための取組について、各学校では今後どのような見通しを立てておられるのか、これは学校毎の判断にはなろうかと思いますが、運動会の挙行も含めて、この点についてお聞かせください。

学校教育課長

各学校の取組について、市が一律に中止といいますか、やらない方針を示したものとしては、水泳については一律に中止の通知を発したところです。それ以外の教育活動については、コロナ対応として実施する臨時休校措置等に対するQ&Aが国から示されています。また、県の教育委員会からも細部に渡る通知が出されているところです。それらを見ながら、どういった形式ならば実施できるのか等を検討することとしています。難しいから全部やめにしてしまうとするのは簡単ではありません

すが、学校の様子を聞くと、形を変えて実施できるものはなるべく実施していくといった方向で検討を進めていただいているところです。

授業等の学習面だけでなく、齋藤委員のおっしゃるように、子どもたちの心の面であったり、友達とのかかわりであったり、とかく授業時数や学習面に目が行くのですが、学校では、休校明けの子どもたちのケアや行事等の活動をうまく取り入れながら教育活動の再開手法の検討を進めていきたい考えです。また、7月にも開催予定があるのですが、校長会においても校長研修会という形で、コロナ対策に係るこれまでの取組やこれから取り組んでいくべき事項等をグループを形成して共有しながら教育活動を考えていきたいと思っております。できなくなる活動は確かに多くなってしまうのかもしれません、全部やめてしまうようにはしたくないですし、各校長もそうするつもりはなく、協議を進めているところです。以上です。

齋 藤 委 員

はい。課長の説明のとおりであると思います。規模を縮小しても可能な範囲で実施していただきたいと思います。

学校教育課長

運動会は形を変えてでもなるべく実施する方向で検討しているようです。時期は2学期以降となります。中学校は当初の予定通り夏休み明けにできないか検討しているようです。

齋 藤 委 員

はい。わかりました。そうすると、2学期は大変ですね。

学校教育課長

はい。ですから今回、様々な市の行事等についても実施の可否等を早い段階で通知させていただいたところです。それでも2学期にかなり詰まつてくるということは予想しているところです。

齋藤委員

教育活動に並び、予定の組み方、集中の仕方等も心配なところですよね。

学校教育課長

そうですね。行事の実施時期のバランス等についても考えていきたいと思います。

齋藤委員

もう一点、今年は長期休業期間が2週間短くなったという理解でよいですか。

学校教育課長

いえ、実際には1週間です。近年の夏季休業の終期は既に8月31日ではなくなり、中学校の2学期始業時期は当初からこの24日を予定しておりましたし、小学校については、葛巻小学校のみが翌日の火曜日開始、他は更にその翌日の水曜日開始を予定していたので、実質は、中学校が1週間、小学校は6日又は7日間短縮されることになります。

齋藤委員

今は、コロナ対応がなくとも短くなっているのですものね。わかりました。

私が心配しているのは、今後2波、3波と生じたとき、また休業措置等により学習の積み残しが発生し、その巻き返しを次節に送らざるをえないような事態が、私はかなりの確率でそうなると予想しているのですが、こうした観測に立つと、夏休みは学習の大事な書き入れ時となってくるのではないかと、全県的にも、例えば新潟市等の休業期間の長かった地域では休業期間を大きく減らさざるを得ないわけですが、先ほどの学校教育課長の説明において標準時数を上回る時数が確保されているということではあります。できれば、夏休みをもう少し短くしてでも、授業を実施した方がよいのかなと思っております。これはあくまでも参考意見として述べたまでです。

もう一点、わかる・できる実感塾は今年もやるのでしょうか。

学校教育課長

申し訳ございません。今年は実施しないこととしました。

齋 藤 委 員

わかりました。以上です。

教 育 長

ご協力ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

小 林 委 員

学校教育課の体育指導の項目において、プールでの水泳指導を中止にするとありますが、中越教育事務所からそうした通達が来ていることですから、その内容の要点をかいづまんで教えていただきたいことと、水泳を実施しないことによって、盛夏の体育授業ではどういった内容とされる予定であるのかをお示しください。

学校教育課長

中越教育事務所が発出している留意事項については、水泳は学習指導要領で言いますと、実施しないと法令違反に当たるということではなく、水泳に伴う「水での安全指導」は必ず実施しなければならない項目とされています。ですから、実技としての水泳はやらないわけですが、危険から身を守る方法等の指導は確実に実施する方針に遺漏ないよう確認を促すといった、そういう指導上の留意事項が通知の内容となっております。

それから、水泳だけでなく、体育については、国、県から、例えば原則として屋外はやめて屋内だけにするであるとか、細かく非常に多くの制約が発出されているというのが実情であります。ですから、どういった体育内容かと申しますと、球技はボールに関わって実施することは禁止であるとか、児童生徒が間隔をどの程度空けるようにするのかであるとか、実際に様々な指示が出されている一方で、感染リスクを考慮した際の息継ぎ、バブリングが果たして安全であるのかといった検証結果

や具体的な安全確保の手法については示されておらず、水泳を実施する際の留意点のみを伝達してくるに過ぎない段階にあるということもあり、暑い夏に季節を感じられるプールというのは大切な種目であると考えてはおりますが、安全を優先し、中止という判断をさせていただきました。このため、代わりにどういった体育を実施するのかという点につきましては、学校も大変苦慮している状況です。走るだけでも運動量の増加に伴って息遣いが荒くなり危険性が高まるところから、十分な間隔を確保するようにといった指示内容となっておりますので、学校現場では、児童生徒が休み時間に走り回り、騒いでリフレッシュするそれを、教師は止めなければならぬといった、苦しい状況にあります。

こうした現状を7月の校長会研修でも校長が共有し、検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

小林委員

はい。わかりました。

教育長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

それでは、以上で報告事項の質疑を終了といたします。ありがとうございました。

教育長

次に、日程の第3に移ります。「議第30号専決処分について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

4ページをお願いします。議第30号専決処分について説明いたします。

5ページをお願いします。専決第5号見附市学校給食センター運営委員会委員の

委嘱について、4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。現在の学校給食センターの運営委員は4月の教職員の異動に伴い、ご覧の4名の校長先生について委嘱替えを行うものでございます。任期については前任者の残任期間である令和2年4月30日までとするものです。以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第31号専決処分について」から「議第34号専決処分について」までの4案を一括して議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

まず初めに、議第31号専決処分について説明いたします。

7ページ専決第6号をご覧ください。学校運営協議会委員の委嘱について令和2年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

8ページからの別記名簿にあるとおり、今年度、142名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は令和3年3月31日までの1年とするものでございます。

次に、議第32号専決処分について説明いたします。

12ページ専決第7号をご覧ください。見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について令和2年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。13ページ別記名簿にあるとおり、新たに5名を委員として委嘱することについて先決処分いたしましたので、承認願います。任期は前任者の任期期間の令和3年3月31日までといたします。

次に、議第33号専決処分について説明いたします。

15ページ専決第8号をご覧ください。見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について、令和2年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。16ページ別記名簿にあるとおり、委員19名、相談員18名を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和3年3月31日までの1年とするものでございます。

次に、議第34号専決処分について説明いたします。

18ページ専決第9号をご覧ください。見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について、令和2年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。今年度の人事異動等により19ページ別記名簿にある5名に委員を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までといたします。

以上です。

教 育 長

はい。4案を一括して説明いただきました。

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

齋藤委員

前回の委員会においてもまちづくり課にお伺いしたお話をなのですが、13ページ

に「学識経験者」とあるのは、これについての定義のような定めはあるのですか。私を含め、一般にはその道のプロといった理解なのであろうと思うのですが、どういった方の委嘱枠なのか、参考までにお聞かせいただけますか。

学校教育課長

見附市青少年育成センター運営委員会委員としての学識経験者は、つまり今回においては関さんですが、家庭で養育できない事情のある世帯の児童、お子さんをお預かりいただき、見てくださっているような、そういう施設の方々を代表してメンバー構成に入っていたいている状況です。

齋藤委員

学識経験者と聞くと、その事柄について専門に研究しているだとか、大学の教授等であるとか、そういうことをイメージしてしまうのですが。

学校教育課長

言葉としてのイメージはそうですね。しかし、そういうことよりも、実際の子どもたちの諸問題、育児、生活における困り感等を持つ子どもとの関りがある方として委員構成に入っていたいているので、齋藤委員のおっしゃる「学識」という言葉から連想されやすいものとは異なっています。

齋藤委員

そういう選考の趣旨に相応しい肩書きはないものでしょうかね。選考の趣旨はよくわかりました。ありがとうございました。

教育長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本4案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第35号専決処分について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

20ページをご覧ください。議第35号専決処分について説明させていただきます。

次ページ、別紙専決第10号をご覧ください。「見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について」、令和2年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。委嘱内容についてですが、「見附市子ども・子育て地域協議会」は、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、学識経験者、幼児教育や保育事業を代表する方や子育て中の保護者など、子ども・子育ての関係者から広く意見を聴取するために設置しているものです。委員の任期は2年間としており、このたび、令和2年4月1日から令和4年3月31日までを任期としてご委嘱申し上げるものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

本案の委嘱メンバーに、公募委員という方が2名いらっしゃいますね。「公募」と

申されますと、当然、募った結果、自薦された方ということかと思いますが、その他のPTA会長等の役柄の方々というのは、どういった経緯で委員となられるのでしょうか。

こども課長

この度の委嘱に関しては、そういった役職の方々につきましては、子育て支援等に対して熱心に取り組んでくださっている方として、事務局からお声がけいたしまして、本委員委嘱をお願いしたものであります。

小林委員

そういった段取りなのであれば、保育園や幼稚園のそうした役柄にある方々にサラリとお願いしたら、話が早いと言いますか、わかりやすいのではありませんか。それでは不都合やうまくいかないことが生じたりするのでしょうか。

こども課長

いえ、必ずしもそういったことではないと思います。次期の委嘱期にはそういったことも視野に入れて検討したいと思います。

小林委員

ありがとうございます。しかし、私としては適切な手法で選任してくださればそれでよいと思っておりますし、こういった役職を引き受けてくださる方を一生懸命探して苦しんだ挙句の声がけによりメンバー構成した結果であった、というようなことではないのであれば、それでよいのだと思います。そういった事情等が少し心配だったのでお尋ねしたまでですから結構です。

まちづくり課長

この度の公募委員は、母子保健推進委員の方であられて、子育てに関し知識も経験も豊富である方としてお声がけさせていただいたということだと思います。

小林委員

はい。わかりました。ありがとうございました。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第36号専決処分について（5月1日付）」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

22ページをご覧ください。議第36号専決処分について説明いたします。

23ページをご覧ください。専決第11号見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について（5月1日付け）で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。給食センターの運営委員として、24ページの名簿に記載した小、中、特別支援学校13校の校長及びPTAの代表それぞれ13名と、学識経験者として長岡保健所長の計27名について、ご覧の方々を委員として委嘱するものです。任期については、令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年間とするものです。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第37号専決処分について（5月1日付）」を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

25ページをご覧ください。議第37号専決処分について説明いたします。

申し訳ございません。本日お配りした差し替え版の別紙専決第12号をご覧ください。「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」令和2年5月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。委嘱の理由ですが、委員としてお願いしている団体の役員交代がありましたので、学校教育関係者である市PTA連合会長の齋藤高史（さいとうたかし）氏を委員として委嘱するものでございます。なお、任期は令和2年5月1日から令和4年3月31日までしております。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第38号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

27ページをご覧ください。議第38号見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

最初に、一部改正の理由でございますが、厚生労働省が定めている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行され、家庭的保育事業等に関する基準が改められたことによるものです。このことから、市の条例で定めている家庭的保育事業等について、国の省令改正にならって関係部分を改めるものでございます。

次に、改正内容についてご説明いたします。第6条第1項では、0歳児から2歳児までを対象とした保育が基本となっている家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の保育が適正に行われるよう、また、卒園後も必要な教育や保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ保育所、幼稚園、あるいは認定こども園との連携を確保しなければならない旨を規定しております。連携協力事項として、第1号から第3号まで

に定めており、このたびの改正に関する第3号におきましては、当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児について、保護者の希望に基づき引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供することとしていますが、これを適用しない要件を定めている第4項におきまして、その要件を市長が保育の需要に対し、保育所、認定こども園若しくは家庭的保育事業が不足又は不足する恐れがある場合の利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるように必要な措置を講じる場合又は家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認める場合とするものであります。

第5項の改正は、前項の改正に付隨するものであります。

第23条第2項は、家庭的保育者について規定しているものであり、同項第2号については、上位法である児童福祉法の改正による条項ずれを改めるものであります。内容に変更が生じるものではありません。

第37条に規定されている居宅訪問型保育事業についてでありますが、このたびの改正により、第4号中に規定されている母子家庭等の保育の提供に関する要件を現行規定にある乳幼児の保護者の夜間及び深夜に勤務する場合に加え、保護者の疾病など身体上のものや、精神上、環境上の理由により家庭において養育することが困難な場合の対応等も可能とするものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。なお、本案は条例の一部改正ですので、次期6月市議会に提出いたします。

教 育 長

次に、「議第39号令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業実施要綱の制定について」並びに「議第40号みつけこども応援臨時給付金事業実施要綱の制定について」の2案を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

30ページをご覧ください。

議第39号令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業実施要綱の制定について説明いたします。

要綱制定の理由でございますが、令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、子育て世帯の新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、0歳から高校1年生相当までのお子さんを対象に児童手当に1万円を上乗せする形での臨時特別的な給付措置を実施することに伴い、要綱を制定するものであります。

次に、条文について説明いたします。

第1条は本要綱の趣旨、第2条は用語の定義について定めたものでございます。

31ページをご覧ください。

第3条は、子育て特別給付金の支給、第4条は、一般支給対象者に対する支給の要否の確認、第5条は、一般支給対象者に対する支給の方式について定めたものでございます。

32ページをご覧ください。

第6条は、公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限、第7条は、公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式、第8条は、代理による申請、第9条は、公務員支給対象者に対する支給の決定について定めたものでございます。

33ページをご覧ください。

第10条は、子育て特別給付金の支給等に関する周知、第11条は、申請が行われなかった場合の取扱い、第12条は、不当利得の返還について定め、第13条において受給権の譲渡又は担保の禁止、第14条において「その他」として、「要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める」と規定したものでございます。

附則におきまして、この要綱の施行期日を公布の日から施行し、令和2年4月30日から適用するものとしております。

34ページの別記にて、支給対象者及び対象児童について、36ページからの別記様式第1号から第3号においては関係様式について定めたものでございます。以上でございます。

続きまして、41ページをご覧ください。

議第40号について説明いたします。みつけこども応援臨時給付金支給事業実施要綱の制定についてでありますが、まず初めに、議件についてですが、昨日、庁内法制執務に関する検討により、新型コロナウイルスに対しての市独自支援策に関する新規の案件については、要領での取扱いとすることとなりましたので、議件の訂正をお願いし、みつけこども応援臨時給付金支給事業実施要綱の制定についていたします。以降、「要綱」を「要領」に読み替えていただきますようお願いします。

要領制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、学校の休業や不要不急の外出の自粛が要請された状況下におきまして、子育てには様々な諸経費がかかることから、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から義務教育までのすべてのこどもを対象に臨時に1万円の給付金を給付することで子育てを応援するものであり、その事業実施のために要領を制定するものであります。

次に、条文について説明いたします。

第1条は、本要領の趣旨、第2条は、用語の定義、第3条は、臨時給付金の支給について定めたものでございます。

第4条は、一般支給対象者に対する支給の要否の確認、第5条は、一般支給対象者に対する支給の方式について定めたものでございます。

43ページをご覧ください。第6条は、その他支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限、第7条は、その他支給対象者に係る申請及び支給の方式、第8条は、代理による申請、第9条は、その他支給対象者に対する支給の決定について定めたものでございます。

44ページをご覧ください。第10条は、臨時給付金の支給等に関する周知、第11条は、申請が行われなかった場合の取扱いについて定めたものでございます。

第12条は、不当利得の返還について、第13条において受給権の譲渡又は担保の禁止を定め、第14条において「その他」として「要領の実施のために必要な事項は、市長が別に定める」と規定したものでございます。

附則におきまして、この要領の施行期日を定めておりますが、文言を訂正させていただき、令和2年5月15日から施行するものとします。

45ページからの別記様式第1号から第3号までにおいては、関係様式について定めたものでございます。

以上でございます。

教 育 長

どちらも同じように1万円を給付しようとするものであります、議第39号は国の施策に則って、議第40号は見附市独自の支援策であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

只今の説明において、議第39号は要綱の制定について、議第40号は要領の制定についてであると、大分強調されていたようですが、どういった違いなのでしょうか。

こども課長

議第39号は国の施策、議第40号は市の独自施策ということになります。

39号の国の給付金の実施にあたり、国からその際に必要となる要綱制定に関する案に係る通知が出されておりまして、その案に則って、要綱として制定しようとするものです。

40号は市独自で実施するものであり、コロナ対策に関し、市独自に新たな事業を実施しようとする場合には、要領により規程を制定する方針が昨日の会議において決定されました。

要綱と要領の相違については明確な定めはなく、法令に基づかないものを規定する手法として概ね整理しており、これまでの法制執務の実体系を踏まえ、総務課が市内部のルールとして統一方針を検討しているところであり、要綱は告示のうえ例規集に掲載するもの、要領は告示を伴わず例規掲載も行わないものと整理しているようです。今回の施策はコロナ対策ということで、長期に渡り継続的に支援を行うものではなく臨時的措置として整理する中で、市独自に実施する施策を定める場合

にあっては要領制定という手法により対応するものと決定したことによるものであります。

小林委員

はい。わかりました。

教育長

他にいかがでしょうか。

斎藤委員

細かいことを伺うようで恐縮ですが、36ページにある需給拒否の届出書についてお聞かせください。「拒否」という強い言葉があり気になったのですが、これはどういった内容なのでしょうか。

こども課長

これも国から出された原案に則したものなのですが、今回のコロナ対策についてはスピード感を重視した施策が展開されています。あらかじめ市が保有する児童手当の口座情報を活用し、そこへの振込を実施することが今回の方針です。受給対象者が給付措置に係る市からの通知を受けても何らの意思を示さない場合、その段階で受給意思ありとみなし、給付金の贈与契約が成立したものと判断します。通知から一定期間を設けて、期限までに拒否の意思表示がない場合は、受給の意思表示とみなし贈与契約の成立、その後、振込を実施するという形式によるものです。この判断における拒否の意思表示のための届出書を用意する旨の規定となっています。

斎藤委員

響きの強い言葉なものですから、びっくりしますね。わかりました。

教育長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第41号見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」並びに「議第42号見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」の2案を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

51ページをご覧ください。

議第41号見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

はじめに、一部改正の理由でございますが、医療費助成となる子どもの対象年齢の引き上げによるものです。現在、対象を中学校卒業までとし、第3子以上の多子世帯については高校卒業相当までとしていますが、7月からは、すべての子どもについて高校卒業相当までに対象年齢を拡大するものです。

次に、改正内容についてご説明いたします。第6条各号において助成対象期間を拡大するため、その対象年齢を定義するための改正であります。

第8条ただし書きにおいては、誤記修正をするものです。

附則におきまして、この施行日を令和2年7月1日からとするものです。以上で

ございます。

続きまして、53ページをご覧ください。

議第42号見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について説明いたします。

はじめに、一部改正の理由でございますが、見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定に伴い、関係箇所を改正するものです。

次に、改正内容について説明いたします。第2条第1項については、対象年齢の拡大により不要となった事項の削除であります。

第6条第4項については、要綱の誤記修正に付随するものでございます。

第8条第1項については、文言整理等をするものでございます。

別記様式第1号及び第7号につきましては、文言整理及び対象年齢の拡大により不要となった様式の削除によるものでございます。

附則におきまして、この施行日を令和2年7月1日からとするものでございます。
以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第43号令和2年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。教育部長、学校教育課長、こども課長の順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

59ページをご覧ください。議第43号令和2年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について説明いたします。

60ページをご覧ください。10款5項3目図書館費100万円の増額であります。新潟市の在住者から見附市図書館へ図書購入費として100万円の寄付があったことから、図書館の図書購入費として予算計上するものです。以上でございます。

学校教育課長

本日お配りした資料の62ページをご覧ください。

学校教育課関係の補正予算について説明いたします。10款教育費2項2目小学校教育振興費1億5630万の増額につきましては、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境を早急に実現するための1人1台端末の整備費、学校ネットワーク環境整備費、遠隔学習備品購入費の補正をお願いするものです。

補正要求する理由ですが、国の補助事業である文部科学省「GIGAスクール構想」における令和5年度までの段階的な達成スケジュールが、令和2年度中に前倒し実施することになったことから必要な予算を計上するものであります。

以下同様の理由により、63ページでは、10款教育費3項2目中学校教育振興費7500万円の増額を、64ページでは、10款教育費4項2目特別支援学校教育振興費440万3千円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

こども課長

こども課関係補正予算について説明いたします。61ページをご覧ください。3款民生費2項4目児童手当費14万2千円の増額につきましては、児童手当システム改修委託料の補正をお願いするものです。補正要求した理由ですが、マイナンバー制度における情報連携に関し、児童手当の支給情報提供時のデータ項目が変更、追加されたことに対応するためのシステム改修のためであります。この補正額の3分の2は、国が負担するものであります。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

最初のご説明にありました図書購入費100万円寄付発生による図書費の増額というのは、私、何年も教育委員をさせていただいた中でも初めてのことかと思うのですが、同様の申し出は他にもおありでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

この寄付者は氏名の公表を希望されておりませんので、詳細を紹介することはできませんが、見附市のご出身であり、出身地の教育の充実を願い、今般の寄付をお申し出くださったものと聞き及んでおります。非常にありがとうございます。小林委員のおっしゃるように、そうあることではございません。有効に活用させていただきたいと考えております。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

小 倉 委 員

学校教育課の補正予算について、ICTの前倒しということですが、コロナ対応として、家庭学習がスムーズに進むようなところを国が目論んで、スケジュールが

前倒しされたといったところかと思いますが、これから整備を進めたとして、授業時数も確保しなければならず学校活動にしわ寄せがある中で、早期の実現は可能のことなのでしょうか。

学校教育課長

端末及びネットワーク環境整備については、今年度実施する予定であります。ただし、委員がご指摘のように、1人1台端末というのは、当初は学校の中での教育活動において有効に利用しようという考えがG I G Aスクール構想というものだったのですが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が発生したことを受け、学校内のみならず家庭とつなぐものとしても活用を検討するよう方針が追加され、当初の構想から考え方方が少し変化しています。本来であれば、プログラミング教育の始まる小学5、6年生、中学1年生から段階的に広げていくというタイムスケジュールであったのですが、国は一括して令和2年度予算にて実施すれば、端末購入費の3分の2について、ネットワーク整備費についても2分の1は国の補助金で整備を支援するとされ、文部科学省は、これからの中の教育活動は端末整備ありきで、例えば、今年はなくなりましたが、全国学力学習状況調査をタブレットを用いて実施するような形式を学校現場で実施することを前提とした施策がどんどん組み立てられていくということで、整備しないわけにはいかない状況となっていました。ここにコロナ問題が入ってきたことによって、今度は学校外への広がり、今話題のオンライン授業等につながるわけですが、基本的には、ネットワーク通信料等の経費については補助してもらえないで、インフラの整備は進めつつもこれらの活用方法については、教育委員会、学校現場が連携しながら、今後かなりの検討を重ねなければならないところです。本当にいろんなことが入ってきてるので、学校現場も大変なのですが、整備を進める私たちも国や他市の状況把握や効果的な活用手法を様々検討しているといったところが現状であります。

小倉委員

子どもたちは案外早く対応できるように思いますが、現場の先生方のほうが、急に生じてくる様々な変化への対応に苦慮なさるようと思われますね。

学校教育課長

委員のご指摘のとおりであると思っております。そこが、いかにすれば無理がかからないようにできるのかといった点も課題であります。

また、端末を家庭に持ち帰らせるといった構想も検討されているのですが、その際の管理といいますか、学校内であっても情報モラル等、様々な配慮を要しますが、運用を校外に広げた場合、その運用にあたってのルールづくりも大切な課題であり、検討を深めていきたいと考えております。

齋藤委員

今回のコロナ対応において、市内でオンライン授業を実施した学校はあるのでしょうか。

学校教育課長

双方向のデータ通信によって実施した学校はありません。ただ、動画配信を実施したという程度の取組事例は数校ございました。

齋藤委員

そのあたりは現状では学校差、学級差が当然あるわけですよね。

学校教育課長

今の段階では、それぞれの中ができる部分もあるといった程度ですから水準はバラバラの状況です。それが、GIGAスクール構想による設備の導入整備によって共通性や公平性をある程度担保できると考えています。実際のところ、ネットワーク通信環境を持たない家庭もあるわけですし、そういった家庭がどの程度あるかを調査し、徐々に把握できつつある段階にあり、そうした未整備の家庭をどのように

支援していくのか、体制を整えるかといったこともしっかりとと考え、次の段階へと進んでいきたいのですが、検討を重ねてクリアしていかなければならない課題もまだ残っているという現状です。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時13分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

夜谷川 浩司

議事録署名委員

小倉 美砂子